平成２９年（フ）第２１２号
埼玉県越谷市南町１丁目15番27号　アルカサール南402
債務者　中村　　明
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２１７号
埼玉県越谷市越ヶ谷５丁目３番43号　フローレンス102
債務者　大塚　豊久（旧姓松下）
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２４５号
埼玉県吉川市栄町1346番地４
債務者　川出昌一郎
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４９号
愛知県一宮市丹陽町伝法寺字柳之川69番地１フレスクーラＡ101号室、住民票上の住所神奈川県小田原市高田173番地の16
債務者　村越　勝人
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１６１号
愛知県豊田市保見町松本17番地
債務者　細川めぐみ
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２０４号
大阪府貝塚市永吉７番地　間住宅11号
債務者　池田久美子
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２０７号
大阪府泉南市信達大苗代1125番地の64、前住所大阪府東大阪市神田町12番18号
債務者　河崎　正規
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２１１号
大阪府泉南市新家4529番地の１　Ｒｉｎｏｎ新家Ｃ－218
債務者　大西　好昭
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２１２号
大阪府和泉市池上町３丁目14番３号
債務者　桑田　大資
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２２２号
大阪府泉大津市二田町３丁目２番22号
債務者　見上　有香
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第７０８号
札幌市清田区北野７条４丁目９番10号　天理教統北分教会内、住民票上の住所札幌市西区発寒４条４丁目８番12号　天理教母恋分教会
債務者　中村　朋和
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８４２号
札幌市北区北37条西３丁目３番18号　麻生ストークマンション303号
債務者　夏井　和人
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８５２号
札幌市東区北23条東13丁目５番12号　コーポ北園２号
債務者　嶺脇　義昭
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８７１号
札幌市南区石山１条３丁目１番20―501号
債務者　鈴木　幹夫
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９６号
釧路市芦野１丁目４番５号　ハイネスコーポⅡ　201号室
債務者　前崎真奈美（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第４９号
千葉県大網白里市みどりが丘３丁目22番地６カーサクオーレⅠ　201
債務者　中澤　貴子
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第７２号
愛知県江南市藤ケ丘４丁目１番地１　江南団地78棟202号
債務者　菱田　髙明
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部